

医薬品ライフタイムマネジメントセンター登録販売者継続的研修実施要領

1. 目的

薬剤師は、医療用・一般用医薬品、特定保健用食品、健康食品及びサプリメント等(医薬・健康食品)の適正使用とリスクマネジメントを実践するとともに、市販後の医薬・健康食品に関する新たなデータを見出し育薬に寄与していくことが望まれる。

NPO法人医薬品ライフタイムマネジメントセンターは、『登録販売者の資質の向上に関する外部研修ガイドライン』(以下「ガイドライン」)に示された、登録販売者の質の向上を図り、国民の保健衛生の向上に貢献できる薬剤師を養成することを目的として、この実施要領に基づき、継続的研修(集合研修・オンライン研修)を実施する。

2. 企画・運営

当センターの研修部及び事務局が研修の企画・運営を行う。

3. 実施機関

NPO法人医薬品ライフタイムマネジメントセンター
東京都文京区本郷7-3-1 TEL (03)5841-2271

4. 研修の実施内容等について

4.1 厚生労働省による『登録販売者に対する研修の実施要領』によるア～クの項目を含んだ研修

ア 医薬品に共通する特性と基本的な知識

イ 人体の働きと医薬品

ウ 主な一般用医薬品とその作用

エ 薬事に関する法規と制度

オ 一般用医薬品の適正使用と安全対策

カ リスク区分等の変更があった医薬品

キ 店舗の管理及び区域の管理に関する事項

ク その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

なお、テキスト等は、講師等が作成する。

4.2 研修時間

1回につき6時間の研修を、実施する。

4.3 講師

講師については、大学(薬学部)勤務している教員(薬学博士)及び学術支援専門職員(薬学修士)が担当する。

4.4 修了認定

確認テストを行い研修内容の習得を確認し、修了証を交付する。

5. 情報の公開

研修の予定、実施方法、実績等の情報をホームページ等で公表する。

6. 研修実施の届出、報告について

実施する研修の概要等について、あらかじめ厚生労働大臣及び東京都知事に届出を行う。

また、毎年4月末までに、前年度に実施した研修の概要等を報告するとともに、行政の求めに応じて、研修の実施方法、実績等の情報を開示する。

附則

本規則は、2023 年 6 月 1 日より施行する。

2023 年 6 月 制定